



温故知新



冬はすべりやすい！ 転倒災害に要注意



凍結、雪などによりすべって転倒する災害に気を付ける時期です。
つまずき、引っかけりなどを含め、転倒災害は全産業で
最も多発している災害です。

■ すべって転倒災害を防止する

・除雪作業後の道路、雨が降った後の現場内などではすべって転倒による死亡
災害が多発しています。

対策の1つに、すべりにくい安全靴の装着があります。

穴の開いた靴、底がすり減った靴などは点検し、定期的に新しい物に変えましょ
う。

■ つまづき転倒災害を防止する

・つまずき転倒災害も多発しています。

対策には「足元注意」の安全指示がよく出されますが、それは効果がありません。
なぜなら、作業員はいくら足元に注意しようとしても、作業に集中すれば足元が不
注意になるからです。

転倒災害防止のための基本ルールは、「作業通路を確保する。そこにはつまずく
ものを置かない」ことです。

つまずくものがなければ、つまずきによる転倒災害はなくなります。



【今号の主な内容】

- P① 転倒災害について
- P② 法定福利費について
- P③ 社会保険について
- P④ ことわざ



発行

野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL : 03-3572-1866
FAX : 03-3575-0420

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：

法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料
 ※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労災保険は元請一括加入)

⇒労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業(直近上位の注文者)に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの。

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿 住所 ××
○○株式会社

見積金額 (消費税込) 事業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費(法定福利費を除く)				C
小計				D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額	
雇用保険料	B	p	E=B×p	
健康保険料	B	q	F=B×q	
介護保険料	B	r	G=B×r	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	s	H=B×s	
合計	B	t	I=B×t	
介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。 事業主負担分の法定福利費を明示する。				
小計				J=D+I
消費税等				K=J×8%
法定福利費も消費税の対象になる。				
合計				L=J+K

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

[基本的な法定福利費算出方法]

= 労務費総額 × 法定保険料率

[その他の法定福利費算出方法]

= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

(見積書の活用イメージ)



各ゼネコンの対応をふまえた某ゼネコン・協力業者の対応(2017年3月31日までに実施)

	国土交通省の取組み 地方公共団体・民間準ずる	某サブコンの対応	協力会社様へのお願い
①社会保険加入に向けた対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○元請企業による加入指導の強化 ○公共工事における社会保険未加入企業の排除 ○未加入の建設業許可業者の「見える化」 ○見積書に関する周知・啓発の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> △グリーンサイトを利用した未加入業者への指導の強化 △未加入業者と請負工事契約はしない(再下請負以下にも未加入業を入れない) 未加入業者と請負工事契約しないことを以下の関係書類に記載する <ul style="list-style-type: none"> ・見積依頼書 ・個別注文書 ・工事下請負に関する誓約書 	<ul style="list-style-type: none"> □未加入の再下請負業者へ加入指導の強化 □未加入業者と再下請契約はしない
②法定福利費の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○再下請以下へ、法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出徹底 	<ul style="list-style-type: none"> △法定福利費を内訳明示した標準見積書を、再下請負以下も使用するよう見積依頼書に記載する 	<ul style="list-style-type: none"> □再下請負についても、法定福利費の内訳明示した標準見積書を提出させる
③加入すべき対象の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底 ○特段の理由が無い限り、社会保険未加入労働者の現場入場を認めない 	<ul style="list-style-type: none"> △一人親方・中小事業主の労災特別加入の確認と労働者との違いを指導 ※特段の理由が無い限り、社会保険未加入労働者の現場入場を認めない(未加入者は加入指導) 	<ul style="list-style-type: none"> □作業員の労働者性を指揮命令、契約等で確認の上、適切な保険に加入する
④相談体制の充実、周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制の充実 ○周知・啓発の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> △本社安全衛生協議会の行事で周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> □下請負会社への周知・啓発

よくある質問【「法定福利費を内訳明示した見積書」について】

Q. 「内訳明示」する法定福利費の範囲は？



A. 原則として健康保険料(介護保険料含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金含む)、雇用保険料のうち、現場労働者(技能労働者)の事業主(会社)負担分が対象になります。

Q. 法定福利費も消費税の対象となるのか？



A. 法定福利費分も消費税の対象となります。

Q. 下請企業に工事を発注する場合は、下請企業の法定福利費も含めて見積書を作成するのか？



A. 下請企業に工事を発注する予定がある場合には、下請企業の法定福利費を含めて見積書を作成して下さい。ただし、見積書を作成する段階では下請企業に工事を発注するか決まっていない場合が多く、自社ですべて施工した場合にかかる法定福利費を計算し、外注した分は下請に支払うこととなります。

ことわざ・格言にならう安全衛生訓

君子に九思あり

● 君子でなくとも実行を ●

・「君子に九思あり」とは、「君子」つまり上に立つ者は、つねに次の九つの心掛けが必要だといえます。

1、もの事の根元を見極めること 2、人の言葉の道理をよく理解すること 3、人には、まじめに穏やかに接すること 4、態度はつつしみ深く、人をうやまうこと 5、言葉には誠意があり言行一致であること 6、もの事を行う時は用心の気持ちで行うこと 7、わからないことはどしどし人に聞くこと 8、怒りなどの激情をつつしむこと 9、利得が道理にかなっているかを考えること

これは、中国の論語の中に出てくる言葉ですが、現在の私たちにも十分に当てはまります。

最近では、「君子危うきに近寄らず」と、他人に対して無関心を装う人が多くなっていますが、上に立つ人はもちろん、私たちが社会生活を円満・円滑に行うために、安全で心身の健康を確保するためにも、この九つの心掛けを実行していきましょう。

◎ 職長会のお知らせ ◎



★日時 平成28年11月21日(月)

★時間 18:00～

★場所 銀座ユニーク 3階

【 忘年会のお知らせ 】

★日時 平成28年11月26日(土)

★時間 18時30分～

★会費 1人 3000円

★会場 語らい処「坐・和民」銀座土橋店
東京都港区新橋1-3-10 1階

TEL 050-5522-4079

